

リース契約約款

（リース契約）

第1条 東京ガスリース株式会社(以下「乙」といいます)は、契約書記載のリース物件(以下「物件」といいます)を東京ガス株式会社(以下「売主」といいます)から購入し、契約書記載の取扱店(以下「取扱店」といいます)が物件の取付を行ったうえで、リース賃借人(以下「甲」といいます)にリース(賃貸)し、甲はこれを借り受けます。

- 甲は次の各号をすべて満たすことを条件に本契約を締結します。(1)物件を設置する場所に売主または東京ガス山梨株式会社(以下「売主」といいます)がガスを供給していること。(2)甲が現在住んでいる家屋であり、かつ借家ではない家屋に物件を設置すること。(3)家庭用の用途として物件を使用すること。
- 物件の所有権は乙が有します。乙は、物件の所有権を乙が有する旨の標識を物件に貼付します。甲は、物件を乙に返還するまでの間、または物件を乙より買い取るまでの間、この状態を維持します。
- 本契約は、本契約に定める場合を除き解除することはできません。ただし、甲は乙に対し残存リース料(消費税等を含みます。以下同様とします。)全額に0.75を乗じた金額(以下「解約精算金」といいます)を一括して支払うことにより本契約を中途解約することができます。
- 甲は、乙に対し残存リース料全額と乙が本契約を締結するとき交付する別の書面(以下「解約精算金」といいます)を一括して支払うことにより、本契約の中途において、物件を買取ることができます。これにより本契約は終了し、乙は物件の所有権を甲に移転します。
- 甲は、第8条に違反したとき、第4項または第5項いずれかのとおりにするものとします。

（物件の納入および引渡し）

第2条 甲は、物件が納入されたときから引渡しのときまで、善良な管理者の注意をもって、甲の負担で売主および取扱店のために物件を保管します。甲は、物件が納入されたときは、直ちに物件の検収を行います。物件に瑕疵のないことを確認したときは、直ちにリース物件借受証を乙に発行します。物件は、同証記載の物件借受日に乙から甲に引き渡されたものとします。

- 甲は、前項の検収において物件に瑕疵を発見した場合は、直ちに乙に通知するとともに、取扱店との間でこれを解決し、解決後に物件借受証を乙に発行します。
- 乙は、甲が不当に物件の引渡しを拒み、または遅らせたときは、催告を要しないで通知のみで本契約を解除することができます。これに基づき本契約が解除された場合、甲は、取扱店から請求があったときはその請求の当否について取扱店との間で解決するとともに、乙からの請求に基づき解約精算金を乙に支払うものとします。
- 天災地変その他の不可抗力、物件運送中の事故、労働争議、法令等の改廃、取扱店の都合その他乙に故意または重大な過失が認められない事由により、物件の引渡しが遅延し、または不能となった場合は、乙は、一切の責任を負いません。

（リース期間）

第3条 リース期間は、契約書記載の期間とし、リース契約書記載の物件借受日を起算日とします。

（月額リース料およびその支払い方法）

第4条 月額リース料にかかる消費税等を加えた税込み月額リース料は、契約書記載の通りとします。

月額リース料にかかる消費税等は甲の負担とします。消費税等は本契約の物件借受日の消費税および地方消費税により計算したものであり、リース期間中の消費税および地方消費税が引き上げられた場合には、甲は、消費税等の増額分を乙からの請求に基づき乙に支払います。

第5条 甲は、税込み月額リース料を契約書記載の支払日に契約書記載の支払方法により乙に支払います。

（物件の瑕疵等）

第5条 物件の規格、仕様、品質、性能その他に隠れた瑕疵があった場合および物件の選択または決定に際して甲に錯誤があった場合においても、乙は、一切の責任を負いません。

- 第2条第4項および前項の場合、甲は売主に対し直接請求を行い、売主との間で解決します。ただし、甲が乙に対し書面で請求し、乙が譲渡可能であると認めてこれを承諾するときは、乙は、乙の売主に対する請求権を甲に譲渡する手続きをとる等により、甲の売主への直接請求に協力するものとします。
- 第1項の場合において、甲が乙に対して解約精算金の支払いその他本契約に基づく全ての債務を履行した場合、乙は、売主に対する買主の地位を甲に譲渡する手続きをとるものとします。ただし、前項および本項において、乙は売主の履行能力および請求権の譲渡に関する諸権利の存否を担保しません。
- 甲は、第2項に基づいて売主に対して権利を行使する場合においても、リース料の支払いその他本契約に基づく債務の弁済を免れることはできません。

（物件の滅失、毀損等）

第6条 物件の引渡しから返還までの間に、盗難、火災、天災地変その他甲乙いずれの責めにもよらない事由により生じる物件の滅失、毀損その他一切の危

険は甲の負担とします。

前項において、物件が修復不能となったときは、甲は、解約精算金を遅滞無く乙に支払います。ただし、乙が第7条の保険金を受領したときは、甲は、その保険金を限度として解約精算金の支払いを免れます。

第7条 甲が前項の手続きを完了したときは、本契約は終了し、乙は現状有姿のまま物件の所有権を甲に移転します。

（物件の保険）

第7条 乙は、物件のリース期間中、物件に動産総合保険を付けます。ただし、第15条の再リース期間中は付けません。

第8条 甲は、物件にかかる保険事故が発生した場合には、直ちにその旨を乙に通知するとともに、保険金受取りに関し必要な一切の書類を遅滞なく乙に提出します。

第9条 前項の保険金は乙が受領します。ただし、甲が損傷物件を甲の負担で修復しているときは、乙は、保険金を限度としてその修復費用相当額を甲に交付します。

（物件の使用）

第8条 甲は、物件の引渡し完了後リース期間が満了するまでの間、善良なる管理者の注意をもって通常の用法に従って物件を使用するものとし、乙の書面による事前の承諾を得ない限り、次の行為をしてはならないものとします。(1)物件の改造、加工等、原状を変更する行為 (2)第三者への譲渡、担保設定等、乙の所有権を侵害する行為 (3)第三者への転貸 (4)物件の占有の移転、または表記設置場所からの移設 (5)本契約に基づく甲の権利または地位を第三者に譲渡すること。

第9条 第三者が物件について権利を主張し、保全処分または強制執行等により乙の所有権を侵害する恐れがあるときは、甲はこの契約書等を提示し、物件が乙の所有である事を主張かつ証明して、その侵害防止に努めるとともに、直ちにその事情を乙に通知します。

（物件の修理）

第9条 甲が前条第1項規定のとおり物件を使用したにも拘らず、物件に不具合が発生した場合、または物件が故障した場合は、乙は物件を正常に使用できる状態に修理し、その費用を負担します。

第10条 乙の不具合または故障の修理費用は、甲が負担するものとします。(1)甲が物件本来の用法によらないで使用したことによる不具合または故障。(2)天災地変等の不可抗力による不具合または故障。(3)甲の故意または過失に起因する不具合または故障。(4)乙または乙の指定した者以外の者が点検し、または修理をしたことによる不具合または故障。

第11条 前項において、乙が第7条の保険金を受領したときは、その保険金額を限度として甲は修理費の負担を免れるものとします。

（物件の使用状況等の調査）

第10条 甲は、物件の使用状況、設置状況等を乙が調査することを求めたとき、または物件の使用状況等の報告を乙が求めたときは、これに応じるものとします。

（通知事項）

第11条 甲または連帯保証人は、次の各号に定める事由が一つでも生じたときは、遅滞なくその旨を書面により乙に通知します。(1)氏名もしくは名称または商号を変更したとき。(2)住所を変更するとき。(3)代表者を変更したとき。(4)次条第1項第3号に定める事由が発生したとき、または発生のおそれがあるとき。(5)物件につき、盗難、滅失、毀損その他の事故が発生したとき。(6)物件が設置されている土地もしくは建物の所有権が移転したとき、または移転のおそれがあるとき。(7)補助開始、補佐開始もしくは後見開始の審判があったとき、または任意後見監督人が選任されたとき。

（契約違反）

第12条 甲が次の各号の一つでも該当したときは、甲は、乙からの通知および催告を要しないで、本契約に基づくすべての債務について当然に期限の利益を失うものとし、残存リース料全額を直ちに乙に支払います。(1)月額リース料および月額リース料にかかる消費税等を二回以上怠ったとき。(2)本契約の条項の一つにでも違反し、相当な期間において催告しても是正されないとき。(3)仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申し立てを受けたとき、公租公課の滞納処分もしくは保全差押えを受けたとき、または再生手続開始、破産手続開始、更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき。(4)信用状態が悪化し、もしくはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。(5)連帯保証人が第3号に該当した場合において、乙が相当と認める保証人を甲が追加提供しなかったとき。

第13条 甲が乙に対して直ちに前項の支払いをしないとき、および、甲および連帯保証人が第17条に違反したとき、または第17条第1項に反する事実が判明したときは、乙は、催告を要しないで通知のみで本契約を解除することができます。

第14条 前項の規定に基づき、乙が本契約を解除したときは、甲は、第16条の規定に基づき、物件を乙に返還するとともに、損害賠償として解約精算金を直ちに乙に支払います。

（遅延損害金）

第13条 甲は、リース料その他本契約に基づく金銭の支払いを怠ったときは、支

払うべき金額に対して支払い期日の翌日から完済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を乙に支払います。

（費用負担等）

第14条 本契約の締結に要する費用および本契約に基づく甲の債務の履行に要する費用はすべて甲の負担とします。

（契約の更新または終了）

第15条 甲は、リース期間満了に際し、乙が提示する条件において、次の各号のいずれかを選択することができます。ただし、リース期間満了に際し、乙が甲の選択と異なる意思表示をした場合はこの限りではありません。(1)本契約を終了し、物件を取り替えたうえで新たなリース契約を締結(以下「取替え」といいます)する。(2)本契約を本条第5項の条件により1年間更新(以下「再リース」といいます)する。(3)本契約を終了し、物件を乙から買取する。(4)本契約を終了し、物件を第16条に基づき乙に返還する。

第16条 乙は、甲に対し、リース期間満了の3ヶ月前までに前項の契約条件を書面により甲に提示します。

第17条 甲は、取替え、再リース、買取または終了を選択し、リース期間満了の1ヶ月前までに乙に対して書面でその旨を通知するものとします。

第18条 前項の通知がない場合は、甲が再リースを選択したものとみなします。再リースの条件は、次のとおりとします。(1)再リースの期間は、本契約終了日の翌日から起算して1年間とします。(2)再リース料は、別途乙が提示する金額とします。(3)甲は、再リース料を別途乙が提示する日に口座振替の方法で乙に支払うものとします。(4)再リース期間中に発生した不具合または故障の修理費用は、第9条第1項に拘らずすべて甲が負担するものとします。(5)再リース期間の満了に際して、甲は、リース契約の更新、取替え、買取または終了のいずれかを選択することができます。ただし、乙が甲の選択と異なる意思表示をした場合はこの限りではありません。また、再リース契約の更新は1回を上限とします。(6)甲は止むを得ない事情により再リース契約を中途解約する場合、乙から支払い済みの再リース料の一部返還を受けることはできません。(7)前各号以外の条件は、本約款の他の条項のとおりとします。

（物件の返還）

第16条 甲は、本契約がリース期間もしくは再リース期間の満了または解除により終了したときは、直ちに乙の指定する場所に甲の負担で返還するものとします。

第17条 甲は、物件の返還が遅れた場合で乙から請求があった場合は、返還完了までの遅延日数に応じて月額リース料相当額を損害金として乙に支払うとともに、本契約の規定に従うものとします。

第18条 甲は、甲が物件の返還を遅滞した場合に、乙または乙の指定する者が物件をその設置場所から引き揚げることを承諾します。この場合、物件の撤去搬出等にかかわる費用は、甲の負担とします。

第19条 第1項にかかわらず甲が乙の承諾を得て物件の廃棄をする場合、甲は関係法令等に従って、自己の責任と費用負担により直ちに物件を廃棄のうえ、すみやかに乙所定の廃棄を証する書面を乙に提出します。

（確約事項）

第17条 甲および連帯保証人は、この契約の締結日において甲および連帯保証人(これらの役員および従業員を含みます。以下同様とします。)が暴力団、暴力団関係団体、それらの関係者またはその他の反社会的勢力(以下「暴力団等」といいます)ではないことを誓約し、かつこの契約の存続期間中、暴力団等に属さない事を確約します。

第18条 甲および連帯保証人は、乙に対し、次の各号に該当する事項を行わないことを確約します。(1)自らまたは第三者を利用して、誹謗、暴力的行為または脅迫的言辞を用いるなどすること。(2)事実上、自らから暴力団等である旨を伝え、または、関係団体もしくは関係者が暴力団等である旨を伝えるなどすること。(3)自らまたは第三者を利用して、乙の名誉や信用等を毀損し、または、毀損するおそれのある行為をすること。(4)自らまたは第三者を利用して、乙の業務を妨害し、または、妨害するおそれのある行為をすること。

（連帯保証人）

第18条 連帯保証人は、本契約および第15条の再リース契約に基づく甲の乙に対する全ての債務を保証し、甲と連帯して債務履行の責任を負います。

（合意管轄）

第19条 甲および連帯保証人は、本契約に係る争いについては、訴額の如何に拘らず、甲もしくは連帯保証人の住所地または乙の本店を管轄する簡易裁判所もしくは地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

（通知の効力）

第20条 乙が本契約に関し甲または連帯保証人の住所宛てに差出した書面(第12条第2項の通知含む。)であって本契約書記載の甲もしくは連帯保証人の住所または第11条により通知を受けた甲もしくは連帯保証人の住所宛てに差出した書面は通常到達すべきときに到着したものとみなします。甲および連帯保証人はこの書面の不着または延着により生じた損害または不利益を乙に対して主張することはできません。